

## 秋田市告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年12月17日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
澤口医院	秋田市八橋三和町14番6号	令和7年10月1日
大住調剤薬局	秋田市大住四丁目12番51号 ハイツちひろ1F	令和7年11月1日

### 2 廃止

事業所名称	廃止年月日
澤口医院	令和7年9月30日
かがや薬局	令和7年10月23日
なごや調剤薬局	令和7年10月6日
将軍野いわま薬局	令和7年9月30日